

平成 25 年 10 月 28 日

教職員各位

医学部庶務課

「出入国審査の自動化ゲートの運用」について（周知）

「専任教職員海外派遣規程施行細則」第 7 条によると「海外派遣者は、帰国届（復命書）に出入国を証する旅券の写しを添えて、帰国後 1 週間以内に提出しなければならない」とあります。

自動化ゲートを利用すると、旅券に出入国の証印が押されませんが、必要な場合は、その場で担当官に申し出ることで証印が可能です。

つきましては、自動化ゲートを利用した場合においても、必ず、出入国の証印をもらうようお願いいたします。

以 上